社說

華族の商賣

從來我國の華族は公卿大名の舊家に限り其人々は恰も深宮の中に悠々として餘り世俗の事に關せざるの常なりしに近來は種々新華族の多きを見て學才氣力共に慥にして有爲の人物も少なからず斯る人物も既に華族と爲れば即日より公卿大名の仲間入りして俗念を絶つ可きやと云ふに或は其輩にして官吏の地位を占むる間は服務規律の制裁もありて自から自由ならざれども多數は必ずしも官吏に非ず假令ひ或は官に居るも其地位は決して永久ならず有爲の才を閑散の地に閑却して一生を終るが如きは到底望む可きに非ざれば次第に其力を世俗の事に向けて運動するに至るみとならん否な現に今日に於ても華族の中にて閑散の人々は頻りに力を伸ばすの地を求めて政治の運動なども餘り香ばしからずと見たるみとならん實業社會に身を轉じ會社の發起人など爲りて種々の計畫に着手するものあり如何にも尤もの次第にして我輩は餘所ながら其成功を祈るものなれども成敗得失は商賣の常にして如何なる人物にても萬全を期す可らず此一段に至りて至極不都合なるは彼等に限りて世襲財産法の規定を存するみと即是れなり法の規定に據れば田畑山林を始めとして公債證書銀行會社の株券（政府の保證もしくは特別の監督に屬するもの）は勿論、書畫骨董の類に至るまでも世襲財産及び其附屬物と爲し得るものにして所有者は財産の純收益を抵當として負債するも毎年收益三分の一以上を償却するの義務なく其財産及び附屬物は負債の抵當として差押ふるみとを得ざるの定めなり左れば尋常普通の人民ならんには商賣營業に失敗して其損失を償ふ能はざるときは所有の動産不動産を一切公賣に附して成る可く他人に迷惑を掛けざるの例なれども華族に限りては一般人と別にして斯る場合に際するも其財産を世襲の性質と爲し置くときは例へば公債株券等明に收益の見る可きものは年々その三分の一を拂ふに過ぎず地所山林の如きは實際に收益なしと云へば夫れまでのみとにして債主に於ては之を差押ふるを得ず等しく商賣を營み等しく失敗しながら單に華族たるの故を以て恰も負債辨償の義務を免かるゝと云ふ即ち世襲法の特典なれども平等一樣利益を目的とする商賣實業の社會に其特典を運用されては一般の迷惑この上なく實業の發達進歩を妨るみと容易ならざる可し世襲財産法は華族の體面を維持するが爲めに其財産を永久安全ならしむるの趣意にして法の精神に於ては毫も間然する所なし其實帝室の藩屏たる品格を保たしむるには是種の特典は素より相當なれども今日の實際に其藩屏たる者が種々雜多の部類より出でて種々雜多の事を行ひ今後の時勢と共に雲上の商賣人が種々輩出して縱横無盡に俗利を爭ふが如きは頗る妙ならず擾々たる俗界に公侯伯子男など云へば自から一般の信用も薄からざる其人々が事を[illegible]して盛に業を營み一方には其財産を一切世襲[illegible]して法の[illegible]に依頼するときは[illegible]して[illegible]ならん[illegible]して[illegible]に[illegible]を掛けざる[illegible]日を[illegible]には大なる[illegible]して[illegible]ふ現に今日の[illegible]中にも負債[illegible]の爲め有合せの品物は悉く公賣に付せられながら世襲財産だけは立派に所有するの實例もなきに非ず自由競爭の商賣社會に到底許す可らざる所なれば華族にして一般人民に殊なる一種特別の特典ある上は官吏の服務規律と同樣、一種の制裁を設けて商賣實業に關係するみとは一切禁ぜざる可らず我輩の敢て主張する所なれども或は華族と雖も等しく人間にして利を好むの情に違ひはある可らず規律を以て營利の運動を禁ずるは到底行はる可らずとの說もあらんか其說にして果して然らば斷然世襲財産法を止むるの外なきのみ

○匪徒の掃討

七月十日午後三時十五分臺北發同十一日午前零時十七分着の電報に曰く

今橋中佐の討伐隊は八日午前員林街に於て約八百の敵を劇しく撃退し昨日も尚は該地に在り同日鹿港も約六百の敵襲を受け劇戰九時間の後之を撃退せり旅團長は九日今橋枝隊より鈴田少佐の指揮する歩兵二中隊砲一門並に臺中より四少隊を鹿港方面に派遣せしめたり鹿港にて奥田中尉（重傷）、岩井大尉、渡邊軍吏、卜部憲兵少尉、兵卒八、負傷し同一名は戰死せり敵の捕虜七、死者百名に下らず

桂總督　立見少將

○東宮御參內　皇太子殿下には昨十一日午前十一時御參內兩陛下の御機嫌を伺ひ參らせ正午時過ぎ還啓遊ばされるよし

○梨本守正王殿下　同殿下は野營演習の爲め去る三日より廣嶋縣下加茂郡近傍へ御出張中の處八日第五師團へ御歸營の旨其向へ通報ありしよし

○伊藤總理の歸京　伊藤總理大臣は前號に報道せし如く一昨日午前十一時二十分名古屋を發し同夜九時四十二分大磯着、同地の別莊に一泊したる上昨日午後二時五十六分同地發、同四時四十三分品川着の汽車にて歸京したり尚は隨行員は一昨夜十一時五十分新橋着の汽車にて名古屋より直に歸京したるよし

○樞密院臨時會議　黑田、東久世の正副議長を始め在京の各顧問官は昨十一日午前九時頃より宮中なる本院へ參集して何か御諮詢の件に付き臨時會議を開きたりと云ふ

○外務大臣の參內　西園寺外務大臣は昨日午前參內御前に伺候して何事か上奏したるよし

○兩院議員へ下賜の銀盃　廣嶋臨時議會へ參列したる貴衆兩院議員へ下賜せらるべき征清紀念の銀盃は昨日午前十時より十二時迄の間に於て授與せらるべき旨賞勳局よりの通知により在京の兩院議員は自身若くは代理者を以て夫々受領せしが目下歸縣中の代議士へは議院より夫々送附する筈なりといふ同銀盃は三個一組にて八寸立方位の桐の箱に納めあり大なるは容量三合位、中は二合、小は一合半位にして盃の中には直徑二寸ばかりなる十六の菊を浮彫となしあり一組の價六十圓を要したりと聞く

○倫敦の慶應義塾同窓會　英國倫敦に在る慶應義塾出身の人々は一昨年以來毎年一回づゝ相集つて同窓會を開くみとゝし即ち其第三回を去る五月十三日の夜レツヂント街のカフエー、ペリー樓上に於て催はし會食中ばにして一同盃を擧げ先づ福澤先生の健康と慶應義塾の隆盛を祝し尋で自今同會に交詢社員の加入を許す可きみと又幹事を置き當分の內之を福原榮太郎氏に囑托す可きみと等を議決し其れより互に同窓の舊を談じ和氣藹然として談笑興に入り夜の更くるを知らず一同歡を盡して散會せしは正に十二時なりき尚は此夜來會せし人々は左の諸氏なりしと云ふ

小川　[illegible]吉　鎌田榮吉　中井芳楠　野岡清猶

谷井　保　眞野秀雄　福原榮太郎　莊田平五郎

○福井縣第二區の補欠選擧　福井縣第二區の代議士坪田仁兵衛氏（自由黨）病死したるに付遠からず補欠選擧を行ふ事とならんか同區は自由黨の勢力熾にして進歩黨の其他の政黨員の窺窬し得べき所にあらざれば自由黨員外に候補者現はれざる可しといふ

○田中氏の試驗及第　佛國エキス大學に留學せる田中遜氏（田中宮內次官の令息）は去る五月二十八日を以て終了せる法學博士の第一次試驗に見事及第したれば本年內に第二次試驗を經て博士の榮譽を享くるならんと近着の佛國新聞に見ゆ

○四十年前の梅干　千葉縣上總國夷隅郡御宿の料理店夷隅樓にて此程物置修繕の爲め土臺を發掘したるに梅干を詰めたる瓶一個顯出で其中に安政三年七月十九日との木札あるに依り四十年前のものと分りしが酸味等に毫も變り無しと云ふ

女武者

わかば

第三十六回　情みそ仇なれ

花散らす程に風は吹かねど、殘んの雪のむら消えて、山の端に眠る朝月の影を、朧の雲間より吹き拂へば、寂しき夜は早や東雲の浮らなり。

木曾は夜もすがら太郎丸に名殘を惜みて、東下りの調度殘る方無く整へさせければ、岡崎天野の使者を延いて昨日の返事申さんとて對面せり。

木曾は側に侍れる太郎丸を指さして使者に打向ひ。「みれぞ故仲綱朝臣の子にして今は某の養子なる太郎丸にて候、此後とも御身達を頼み參らするなり、御身等歸りて兵衛佐殿に御申し候へ、義仲は佐殿に意趣の候にあらず、十郎藏人殿が佐殿に意趣の有るをも存ぜず、又某より呼越したるにてもなし、只自然の情によりて藏人殿を止め候のみ、誠に今平家追討の大事を擱きて何の遺恨ありてか謀叛候べき、察するに讒者の言葉にて候はんか、又みれなる太郎丸事は、未だ東西不覺の者にて候、仰せを蒙つて參らせねば、何とやらん所存をみめ候にも似たり、仍て召に從つて之を御身等に附け參らする程に、不憫をかけて遣はし玉へ」と、風に柳の寄らず觸らぬ智將の言葉、岡崎四郎は殆んど感に堪へ、木曾が胸中巴の前が心を察すれば、吾ながら鬼となりけん心地せり。

「仰の委細謹んで申達可仕候、太郎丸殿御事も、岡崎斯てあらん內は、烏滸なれど御後見は致すべし、御安堵遊され候へ」と陳べたりしが、更に[illegible]として大事し「早や[illegible]使命を果して候へば、之よりは某の思ふ旨を聞え上ぐ可く候、抑も此事の起りと申すは、武田太郎信義が讒言と察せられ候、此程武田太郎が人に語りて候旨を、[illegible]聞きし事の候、武田の申し候は、吾に一人の姫ありければ木曾殿の養子太郎丸を聟に取らんと申入れたるに、木曾[illegible]に返事する樣は、[illegible]ち玉ひたれば此方へ參られよ、太郎丸に宮仕させん、妻までの事は思ひも寄らずと返事せり、抑も吾は新羅

三郎の末にし
幡太郎の末に
ば、一門更に
なり、世の亂
へば、此度の
も定めし燦々
にても儀に議
し玉ふ佐殿の
心の願み難き
罪無くして配
の怨み、心は
をあらはさず
に御紀念參ら
りと思召され
て、太郎丸は
庭へ下り立
並居る女房達
にて、手頃の
り、笠懸を七
せにけり、強
りて虚箭なく
く所必ず離わ
として風も哀
め。
並居る女房は
言葉無く、
巴の前は、泣
れど情の露は
き止めて、明
人を見ず吾を
時かは此歎き
ら時やわらん
斯くて太郎丸
々しく、情
許を辭し、使
者に伴はれ
て本意無く
下りけり、心
の內や如何な
らん、巴の前
は暫時吾を忘
れて茫然と見
送りしが、
て宗徒の郎黨
三十餘人の
を召して、い
と靜に言ひ
けるは「御身
郎丸を東國へ
若し太郎丸を
はして、時を
べきにはあら
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
の母[illegible]動かして